

全国民生委員互助事業給付金申請の時宜と留意事項について【令和2年度】(一部抜粋)

公務関係	公務死亡	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	必要書類の添付
	公務傷害見舞	発生後1年以内	事故発生後、治療中であってもできる限り早期に申請ください。 治療期間が180日を超えた時点で速やかに申請ください。	必要書類の添付 ※医師の診断書は、原則として受傷後1か月以内の取得をお願いします。
	公務疾病見舞	発生後1年以内	<完治後、速やかに申請してください。 治療期間が180日を超えた時点で速やかに申請ください。	必要書類の添付 ※医師の診断書は、原則として発症後1か月以内の取得をお願いします。
一般給付	一般死亡	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	死亡年月日の記入
	配偶者死亡	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	死亡年月日の記入
	一般傷病 療養1か月以上2か月未満 (31日～60日)	完治後直ちに～発生後1年以内	全治期間が31日～60日で確定したら、速やかに申請してください。	・同一事由によるものは1回のみ申請可。 ・全治期間の記入。
	一般傷病 療養2か月以上 (61日～)	発生から2か月经過後～発生後1年以内	治療期間が、2か月(61日)を超えた場合は、治療中でも申請可能です。 2か月(61日)を超えた時点で、速やかに申請してください。	・同一事由によるものは1回のみ申請可。 ・全治期間(あるいは発生日～治療中)の記入。
	災害見舞 (全壊・大規模半壊) (半壊・準半壊)	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、関係官公署より罹災証明書を取得のうえ、速やかに申請してください。	罹災証明書による被害区分(全壊、大規模半壊、半壊・準半壊)、被災の年月日・種類(台風○号、▽▽地震、火災等)の記入。
退任慰労 (在任3年以上9年未満) (9年以上15年未満) (15年以上)	発生後直ちに～発生後1年以内	発生後、速やかに申請してください。	退任年月日と在任期間の記入。	

※令和2年10月16日一部改定。災害見舞に「準半壊」基準を追加。

「準半壊」基準は令和2年4月1日以降発生した災害にさかのぼり適用。

1. 公務申請・一般申請共通の留意事項

(1) 給付対象は現任の民生委員・児童委員であること

- 退任した民生委員・児童委員は、退任慰労金のみが給付対象です。
- 傷害や疾病等の理由で退任される場合は、退任前に該当する見舞金の給付申請を先にしてください。そのうえで、申請月を分けて、退任慰労の申請を行ってください。
- 死亡により退任された際は、死亡弔慰をもって退任慰労を含むものとし、死亡弔慰金のみが対象となります。

(2) 申請は、事故発生後 1 年以内に行うこと

- 公務給付、一般給付ともに運営要綱の規定に則り、事故発生後、1 年以内の申請のみを給付対象とします（発生から 1 年を経過した申請については遅延理由書があっても対象としません）。
- 「1 年以内」とは、事故発生日から全社協に申請書類が到着する期間とします。

2. 公務申請における留意事項

(1) 公務傷害・公務疾病見舞金申請の時期について

- 公務中に負傷した場合には、重度の後遺障がいや長期の入院を伴わない負傷の場合、事故発生後、治療中であってもできる限り早期に申請ください。
- 重度の後遺障がいや長期の入院を伴う場合も、治療期間が 180 日を超えた時点で速やかに申請ください。
- なお、長期療養のまま退任されるなど、特段の事情がある場合、公務傷害・疾病の見舞金申請については、審査委員会の開催時宜の都合等により、退任日から 30 日以内の申請であればできるものとされています。そのようなケースに該当する場合、事前に全社協民生部までご相談ください。

(2) 申請書類について

①3 種類の書類が必要です

- 互助事業取扱要領で定めるとおり、公務申請に際しては下記の書類を提示ください。
 - 公務状況説明書（互助様式第 3 号もしくは第 4 号）
 - 公務状況証明書（関係公的機関の長、又は当該社協会長等による）
 - 医師の発行する診断書

公務状況証明書は全国としての様式を定めていませんが、公務審査委員会にかけるうえで必須の書類となるため、民生委員活動中の事故であることを明らかにした書類を必ず提示ください。

②医師の診断書について

- 申請の際に添付いただく医師の診断書（原本）は、原則として受傷後 1 か月以内に取得するようお願いします（事故発生から、時間が経過すると負傷理由等を正確に確認することが困難となるため）。
- 公務申請とあわせて、民生委員・児童委員活動保険で 10 万円以上の保険請求を行う場合には、保険会社の書式による診断書をとる必要があるため、民生委員・児童委員活動保険の書式による診断書のコピーの添付でも受け付けます（ただし、民生委員・児童委員活動保険以外の保険会社書式による診断書のコピーは添付不可です。また、活動保険では申請額が 10 万円以下の場合「入院・通院申告書」のみでの申請が可能ですが、これは「診断書」の代わりにはなりませんので、診断書を取得するようお願いします）。

③『公務傷害・公務疾病状況説明書』記入上の注意

- 記入欄にある「全治期間」とは、傷病・疾病が発生してから申請日までの通院、入院、自宅療養を含む治療日数をさします。
※治療中で申請する場合、全治期間には、「（発生日）～治療中」と記入ください。

3. 一般給付申請における留意事項

申請時は、下記の点にご留意のうえ、互助様式第 11 号と互助様式第 12 号の件数、金額が一致しているか、重複申請でないか等の確認をお願いします。

(1) 一般傷病見舞金の申請について

- 治療期間が 2 か月を超えた場合は、治療中であっても一般傷病見舞金（2 か月以上）の申請が可能です。治療中で申請する場合、全治期間の記載は「発生日～完治見込日」ではなく、「発生日～治療中」としてください。
- 一般傷病見舞金（2 か月未満）の対象となるのは、全治期間が 31 日～60 日の場合です。全治期間が 61 日以上となった場合は、一般傷病見舞金（2 か月以上）の対象となります。治療日数、申請区分が正しいかご確認ください。

(2) 災害見舞金の申請について

- 災害見舞金の申請では、関係官公署発行の「罹災証明書」に記載の被害区分（全壊・大規模半壊、半壊・準半壊）、災害の種類（火災・〇〇地震・△△豪雨など）と被災日を記入してください。
- 罹災証明書における住宅の被害の程度は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において、「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」または「準半壊に至らない」の5区分とされています。
※なお上記指針では、「床下浸水」は「準半壊に至らない」に相当するため、災害見舞金の対象外です。